シプソンパンナーにおける市とムン権力――ムン・ツェンフンの事例

Markets and Moeng Political Power in Sipsongpanna: The Case of Moeng Cheng Hung

加藤久美子*

KATO Kumiko

Sipsongpanna was a Tai pre-modern state located in the southernmost part of Yunnan, China. It used to have its own political and social systems until it was politically reformed in 1956 by the People's Republic of China. Discussing the various aspects of periodic markets in Moeng Cheng Hung, this paper examined the relationship between the moeng political power and the markets.

As a result, we found that only the king, the market minister, and some of the highest ministers of the moeng had the authority to extract "taxes" which were, in most cases, either beef or buffalo meat from the markets. These taxes were, possibly, not deposited into the state treasury, and thus seem to have been a kind of perquisite of their posts.

1. はじめに

東南アジア大陸部北部一帯の山間盆地に居住するタイ tai¹⁾族は、主に個々の盆地を単位として、ムン məŋ²⁾ と呼ばれる小国を形成していた。複数のムンが連合して一つの国の形をとることもあった。シプソンパンナー sipsəŋpanna:は、そのようなムン連合の一つであり、現在の中華人民共和国雲南省南部の、ラオス、ミャンマー(ビルマ)と国境を接する地域に位置していた(図 1 参照)。

シプソンパンナーは、1950年に中華人民共和国の一部に組み入れられるまで、独自の政治体制を保ちつづけていた。各ムンにはツァオムン tsau mən (「ムンの主」)と呼ばれる首長がおり、その親族が中心となってムンを統治していた。それらのムンの中で、ムン・ツェンフン mən tsenhun というムンの首長はツァオペンディン tsau phɛn din

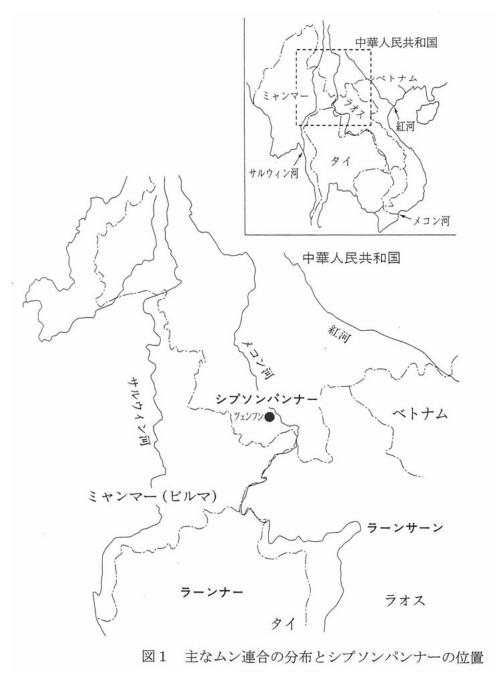
(「大地の主」)と呼ばれ、シプソンパンナー全体を治める立場にあった。ツァオペンディンは、明代・清代には宣慰使の職を与えられ³⁾、その王都⁴⁾ ツェンフン tsephup⁵⁾ には宣慰使司が置かれていた。中華民国時代には、ムンの統治機関とは別に中華民国政府の勢力も入ってきて、それまでにあったものとは別に徴税などをおこなっていた。1950年にはシプソンパンナーは中華人民共和国に組み込まれ、1956年には「民主改革」が行われムンやムン連合の政治社会制度は改変された。かつてのシプソンパンナー区域のほとんどは、現在は西双版納傣族自治州となっている。

筆者は、東南アジアの前近代国家のあり方を明らかにしたいという問題関心から、そのひとつであるシプソンパンナーを取り上げ、そのムン権力の、農業への関わりと被支配民の把握のしかたについて検討したことがある[加藤 2000]。だが、そ

^{*}名古屋大学文学部·文学研究科

れに並ぶ重要な視点である、ムン権力の商業への関わり ⁶⁾ については、その研究の必要性を指摘するにとどまっていた。その後、ムン・ツェンフンのムン権力がどのように商業に関わっていたかということを、ムン権力からナーイホイ na: i ho: i

という職位を与えられた商人の存在を手がかりとして検討した。ムン・ツェンフンの支配者層は、 有力商人をナーイホイに任命した上で交易資金を 委託することによって、交易で得られた利益を手 にすることができたのである[加藤 2001]。



このような形の商業との関わりは、その内容としては、一般に商人が行う交易活動と大きく異なっていたとは考えにくい。では、ムンの支配者ならではの、特権的な商業への関わり方は存在しなかったのだろうか。本稿では、そのような視点から、ムン・ツェンフン内で開かれる市に注目して、ムン・ツェンフンの市とはどのようなものであったかを整理して示し、それに対するムン政治権力の関わりについて考察したい。

分析に用いる史料としては、1980年代以降に、 《中国少数民族社会歴史調査資料叢刊》として出 版された『西双版納傣族社会総合調査』と『傣族 社会歴史調査』の西双版納関係冊中に納められて いるものを主として用いる。1938年に書かれた「議 事庭の収税に関する通告」の中国語訳(もとはタ イ語) [刀国棟他訳 1983:75-76]、王族である刀 光強の所蔵本の刀光強自身による中国語訳「西双 版納召片領(車里宣慰使)及其権力機構系統」(も とはタイ語)中の「ムン・ツェンフンの街市及び その管理」の部分 [刀光強訳 1988]7 、および、1950 年代の調査資料、1978年に行われた宋恩常による 調査の報告[宋恩常 1983]などである。宋恩常によ る調査は1978年に行われているが、その内容を見 ると、1956年の「民主改革」以前の状況に関して 聞き取り調査をした結果も多く含まれていると考 えられる。

2. 市の数・場所・頻度

(1) 市の数・場所・頻度

まず、ムン・ツェンフン内の市がどのようなものか概観する。

刀光強の所蔵本中の情報によると、

ムン・ツェンフンには、四つの街市が設けられている。カート・ロン ka:t log (宣慰街)、カート・サーイ ka:t sa:i (サーイ sa:i 村の付近)、カート・ラーン ka:t la:n (ウェン・ツェンフン veg tseg hug にある、俗称は老街)、カート・トゥン ka:t tug (トゥン村付近) である[刀光強訳 1988:99] 8)。

とあり、市の場所は四カ所となっている。

カートka:t とは市のことであり、カート・ロンのロン log が大きいという意味である他は、カート・サーイのサーイsa:i、カート・ラーンのラーンla:n、カート・トゥンのトゥン tug はすべて地名的なものであると考えられる。

宣慰街というのは宣慰使司があるところからついた中国語の呼称だと考えられ、タイ語でウェン・パーハーン ven pha: xa:n と呼ばれる王都のことである。ウェン・ツェンフンというのは、それとは別に新しく作られた街であり、現在の景洪の街である。民国時代の中国側の機関はそこに置かれていた。市の場所は、王都と景洪の街、そして盆地内のサーイ村付近とトゥン村付近の四カ所である(図2参照)。

この状況がいつの時点のものかは書かれていないが、続く部分にターオ・シー・カート tha:u si: ka:t という市管理の役職者名やムンの四大大臣を指すシー・ハ・ツン si: xa tsəŋ という名称があらわれている 9 ところから、少なくとも 1956 年の「民主改革」より前のことであるのは確実である。「民主改革」のためにその前になされた調査の報告中でも、ムン・ツェンフンにはカート・ロン、カート・サーイ、カート・トゥン、カート・ラーンの四つの市があるとされている[中共思茅地委 聨絡組、中共西双版納州委調査組 1983:75]。

次に宋恩常の調査に基づく記述を見ると、

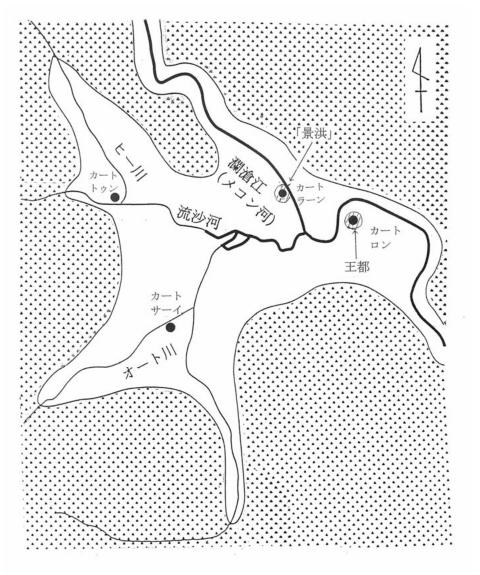


図2 ツェンフン盆地の河川と市

タイ族の五日に一度の農村定期市の交易の需要に根ざして、ムン・ツェンフンではいくつかの主要な定期市が形成され、ほとんど毎日開かれていた。例えば第一の市はカート・リー¹⁰⁾で、カート・リーはツァオペンディンの司署の所在地にあった。第二の市は、カート・ロンでも定期市があった。第二の市は、カート・ロンであり、やはりツァオペンディンの司署の所在地にあり、カート・ロンは大市、カート・リーは小市であった。第三の市はカート・サーイであって、サーイ村の近くにあった。第四の市はカート・ツェントゥー ka:t tsep

ty:である。第五の市はカート・ラーンで、カート・ラーンもツェントゥーにあった[宋恩常 1983:62]。

ムン・ツェンフン内の市としては、カート・リー、カート・トゥン、カート・ロン、カート・サーイ、カート・ツェントゥー、カート・ラーンの六つの名が見える。そのうち、カート・リーとカート・ツェントゥーは、前述の刀光強蔵書と調査

報告の記述にはない。

ただ、カート・リーはカート・ロンと同じツァオペンディンの司署の所在地、すなわち王都にたつ市で、カート・ツェントゥーはカート・ラーンと同じくツェントゥー、すなわち景洪の街の中にあるので、実質上、市場の場所は、王都と景洪の街、サーイ村付近とトゥン村付近の四カ所であることにはかわりない¹¹⁾。

さて、宋恩常は、市が五日に一度開かれていたとも記している。六つの市は五日で一巡していた。すなわち、第一日はカート・リーとカート・サン、第三日はカート・サーイ、第四日はカート・ツェントゥー、第五日はカート・ラーンであった[宋恩常 1983:62]。一日に二か所で市がたつのは、第一日のカート・リーとカート・トゥンの場合のみである。それぞれの場所ごとに見ると以下のようになる。すなわち、王都では第一日と第二日に続けて市がたち、そのあと三日間市のたたない日がある。景洪の街では第四日と第五日に続けて市がたち、やはりそのあと三日間市のたたない日がある。カート・トゥンとカート・サーイでは、五日に一度だけである12)。

(2) 市の立地

前述のように、市の場所は、王都と景洪の街、 そして盆地内のサーイ村付近とトゥン村付近の四 カ所である。これらの市場が立地していたのは、 どのような場所であろうか。以下、市場の立地に ついて、ムン・ツェンフンが依拠しているツェン フン盆地内の河川などの状況から考えてみる。

ツェンフン盆地では、瀾滄江(メコン河)が盆 地東端を北西から南東へ貫流する。盆地は瀾滄江 より西側に広く開けている。次に規模の大きい河 川は、西方山地から流れ込む流砂河である。流砂河は盆地の中、やや北寄りを東へ流下し、瀾滄江と合流する[加藤 2000:150]。この、二つの規模の大きい河川は灌漑に使われることはない[加藤 2000:153]。王都と景洪の街は、この二つの河川の合流点近く、すなわち盆地東端に位置している(図2)¹³⁾。

合流点より西側に開けた盆地空間に目を移して みよう。盆地は流砂河によって南北に分けられて いる。右岸すなわち南側の盆地空間は広く、左岸 すなわち北側は狭い(図2)。

盆地南西の山地から流れ込み南側の盆地空間を流れるのが、流砂河に次いで規模の大きいオートっ:t 川である。オート川は途中で、南の山地から流れてくるより小さな河川と合わさったあと、北方向に向かい流砂河に合流する。カート・サーイは、オート川と南から流れてくる河川との合流点付近に位置する(図2)。

一方、盆地北西の山地から流れ込み、流砂河の 北側に細長い盆地空間を形成して流砂河に流れ込 むのは、ヒー hi:川である。カート・トゥンは、 ヒー川と流砂河の合流点付近に位置する(図2)。

以上のように、王都と景洪の街の市も、カート・サーイとカート・トゥンも、どちらも川の合流点に立地している。川に沿っては交通路が作られやすく、その場合、川の合流点は交通路が交差する地点でもあることになる。このような場所は一般に、市場のつくられる適地と言えよう。

また、交通の要衝は政治的中心がつくられる適 地でもある。王都と景洪の街は、その例だと言え る。そして、政治の中心地であるために人々が集 まれば、市がたつのにより適した状況となるので ある。

3. 市で扱われる品物と売り手

(1) 市で売買される品物

市で売買される品物について、まず1938年にムンの審議機関ヌー・サナーム na: sana:m から出された収税に関する通告を見てみよう。

・・・あらゆる一切の、市場に持ってこられて売られる肉、魚、あへん、酒、茶、唐辛子、生姜、塩、一切の野菜、たばこ、びんろう、ミーシエン、ミーカン、涼粉、果物、芋類などは、布告の日から、一律に命令に照らして税を徴収する。・・・水牛は一頭につき一斤(を納め)、豚は一頭につき八両(を納め)・・・・[刀国棟他翻訳:75-76]

ここには食品に属するものがあげられて、収税の対象となっている。まず、生鮮食料品としては、肉、魚、野菜、果物、芋が挙げられている。肉には水牛・黄牛・豚の三種類はあったようである。加工食品としては、ミーシエン、ミーカン、涼粉がある。ミーシエンとミーカンは米の粉から作った麺であり、涼粉は緑豆の粉から作ったカンテン状の食品である。嗜好品としては、あへん、たばこ 141、酒、茶、びんろうがある。調味料としては唐辛子、生姜、塩がある。この通告中にあらわれている品目がすべてではないかもしれないが、主なものは挙げられていると考えられる。

生鮮食料品、そして米や緑豆からつくられる麺類・涼粉、びんろうは、地元の産物であると考えてよいだろう。酒は、外来のものもあったかもしれないが、地元で作られて売られるものが多かったと推測できる。

塩・茶・たばこ・あへんは、シプソンパンナー 内の産物であった¹⁵⁾。前述のカート・サーイには、 乾季にはシプソンパンナー内の他のムンから来る 人々がいた。ムンロン man lon、ムンハム man ham、 ムンハーイ man ha: i という比較的ムン・ツェンフ ンに近いムンからばかりではなく、ムンラーman la:からも人がやってきたという[宋恩常1983:62]。

市で取引されるものの中には、シプソンパンナー外からもたらされる商品もあったと考えられる。カート・サーイには、広東・広西からの漢族商人も来ていたという情報がある[宋恩常 1983:62]。売られた商品の種類について直接に言及した史料は見つけられなかったが、1954年の調査の報告[中央民委会西南民族工作視察組 1983]には、次のように書かれている。

解放前、シプソンパンナーの市場はほとんどすべて外から来た商品が占めていた。当時、私商が茶葉、樟脳などをタイ国に運んでいって商品と換えるのが比較的多かった。輸入された商品は、一部分の鋤や鋼以外、多くは「消費用品」である[中央民委会西南民族工作視察組 1983:97]。

活用品のことであろう。鋤や生活用品は、市場で小売りされるものも多かったのではないだろうか。同じ調査報告の中に、1950 年 12 月に設立された「国営商業機構」が扱った商品について書かれている。それによると、1952 年には、綿布・土布・塩・農具・鉄・石鹸・タオル、1953 年には 1952年に扱ったものに加えて、厚い毛布・鉄鍋・鋤・

消費用品とは、消費するとなくなってしまう生

マッチが挙げられている[中央民委会西南民族工作視察組 1983:94]。これらのうち、市場でも売られていた商品があったかもしれない¹⁶⁾。

(2) 市で商売をする人々

市場にはどのような人々が来て、どのように商売していたのだろうか。まとまった記述としては、 宋恩常がカート・サーイの事例として記述しているものがある。

カート・サーイには五日に一回市が立ち、定期市 [の場所] はサーイ村に固定されている。サーイ村付近の農民は、この種の定期的な市の売買に適応するために、カート・サーイの街に小屋・露店を建てている。小屋・露店は売る物の内容によって四種類に分けられる。最も簡単なのは野菜を売るための小さな竹の台であり、もう一種類は豚・牛肉を販売するのに適した一角であり、もう一種類はミーシエン、ミーカンを売る茅〔葺き〕の小屋、もう一種類は定期市の場所に固定して居住するための土の家である。大多数が定期市の日に至ってやってくる付近の農民であるが、それ以外に、定期市には広東・広西から来た漢族の商売人がすでにいた。これらの商売人の多くは、当地のタイ族の女性と通婚していた[宋恩常 1983:63]。

この事例では、市場付近に住む農民たちと広東・広西から来た漢族の商売人が市で商売をしている。市では、野菜は竹の台に乗せて売られ、肉は特定の一角で売られる。小屋では麺類が売られるとあるが、そこで飲食ができるということを意味するのであろうか。その他、土作りの常設店舗がある。

また、カート・サーイでは賭博もおこなわれていた。

定期市での売買の発展に伴って、市場では賭博が出現した。市場の仏教寺院・「街頭」・「街尾」と大榕樹の下、特に寺院は、賭博の場所になった。 賭博場で金を貸す者もいて、一借りると二返す。 農村のタイ族の娘の中には、賭場に行って竹で編んだ敷物と板腰掛を貸し出して収入を得る者もいる「宋恩常 1983:63]。 「街頭」・「街尾」というのは、市場の端の出入り口のところと考えてよい。市場の中に寺院があったのかどうか定かではないが、市場付近にあったことは確かだろう ¹⁷⁾。市場での賭博に関わって商売をしていたことが確実なのは、金貸しと敷物・腰掛貸しである。このうち敷物・腰掛貸しは、付近の農民がしていた商売であった。他の市場で賭博がおこなわれていたかどうかはわからない。前述のように、ムン・ツェンフンの市の中ではカート・サーイが最も規模が大きかったため、人の集まりがよく賭博場が開かれるのには好条件であったと言えよう。

さて、カート・サーイでは、付近の農民以外には、広東・広西から来た漢族が商売をしていたという。タイ族女性と結婚していたという記述から、それは男性であり、またシプソンパンナーに定住するか長期滞在もしながらシプソンパンナー外との間を行き来するかしていたと考えられる。

外部からシプソンパンナーに来ていた商人の1953年時点での状況に関しては、1954年の調査の報告[中央民委会西南民族工作視察組1983]にも書かれている。それによると、行商の多くは西双版納が属する雲南省内から来ており、広西・四川から来た者もいるという¹⁸⁾。このうち市場で小売りに携わった者がどの程度いるか、そしてムン・ツェンフンに限るとどのような傾向になるかを確認することはできないが、宋恩常の記述中にある広東・広西の商人ばかりでなく、それ以外の地からの商人も市で商売をしていた可能性がある。

4. 市の管理者

(1) シー・ハ・ツン

以下、政治権力の市への関わりを考察する。まず、ムン政治権力側は誰に市の管理・支配をさせていたかについて、刀光強蔵書中の記述を見ていく。

それぞれの市場にはすべて「ターオ・シー・カート」が設けられ、日常の事務を管理している。「ヌー・サナーム」の中の「シー・ハ・ツン」がまた分かれて、それぞれの市を管理支配している。・・・カート・サーイ:「シー・ハ・ツン」の中のホイダン・バーンオート ho: i dap ba:no:tにより支配されている。[刀光強訳 1988:99]

この記述から、市場にはターオ・シー・カート と呼ばれる役職者が設けられ、またムンの審議機 関ヌー・サナームのシー・ハ・ツン (四大大臣) も市を管理・支配していたことがわかる。

シー・ハ・ツンとは、ヌー・サナームの中でも シプソンパンナー全体のことをも扱うヌー・サナ ーム・ノーク no: sana:m no:k (外のヌー・サナ ーム)に属する、最高位の四人の大臣を指す。こ れらの四つの大臣職のみが、最上の位階ナー・ホ イダン na: ho:i dan と位置づけられている 19)。 それは、ツァオ・ツェンハーtsau tsen ha:という ヌー・サナーム・ノーク議長の他、トゥロンハオ tu lon xau (筆頭大臣) すなわちホイダン・バーンオ ート (オート村のホイダン)²⁰⁾、ホイダン・バー ンフム ho:i dan ba:n xum (フム村のホイダン)、 ホイダン・ツォムワン ho:i dan tsom van である [中央訪問団二分団調査、劉傑整理:11など]。ま た、四つの市のうち、カート・サーイは四大大臣 の中のホイダン・バーンオートによって支配され ていることがわかる 21)。

では、他の市はシー・ハ・ツンのうち、誰が「管理支配」を担当していたのか。 刀光強蔵書中には以下の記述もある。

・・・カート・ロンはツァオ・カート tsau ka:t【市 担当大臣】とパヤー・ホーンツァーン phaja: xoop tsa:p【ホーンツァーン村村長】によって管理され る。カート・サーイ:「シー・ハ・ツン」の中のホ イダン・バーンオートにより支配されている。・・・ [刀光強訳 1988:99]

また、調査報告中には、「税」の徴収者という形で、以下のように書かれている。

- ①宣慰街、または「カート・ロン」(大街の意)とも呼ばれ、宣慰〔使〕およびツァオ・カート【市担当大臣】によって「街捐」【市の税】が徴収される。
- ②カート・サーイ:ホイダン・バーンオート、パヤーロン・パーン phaja:log pa:n、パヤー・ツェンポム phaja: tseg pom によって「街捐」が徴収される。
- ③カート・トゥン:ホイダン・バーンフム、パヤーロン・ドンテン pha ja:lon don tɛn によって「街捐」が徴収される。
- ④カート・ラーン:ツァオロン・ナーフワー tsau long na: xva:、パヤーロン・ロンホン phaja:long long xong によって「街捐」が徴収される。[中共思茅地 委聨絡組、中共西双版納州委調査組 1983:75]

カート・サーイがホイダン・バーンオートの担当であったことは、これらの記述からも確認できる。また、調査報告によると、カート・トゥンは、シー・ハ・ツンのうち、ホイダン・バーンフムの担当であった。しかし、カート・ロンとカート・ラーンには、対応するシー・ハ・ツンの名はあらわれてこない。かわりにカート・ロンには、両史

市の管理者・収税者 表1

1		
1		
٥		
1		
i		

	内容
7 	垂

市の管理

市の税の徴収者

市の長

パヤー・ツァオ・カート ツァオ・カート、

ホンツァーン村村長

ツァオ・カート、

管理者·収税者

カート・サーイ

管理者·収税者 ドの女語(ツー・ンー・シン) 出典 内容

ホイダン・バーンオート、パヤーロン・パーン、ツェンポム村(37)村長 **ドイダン・ベーン**オート

サーイ村(31)に委任 ペーペ・ペローキペ

市の税の徴収者 市の長

 Θ

ターオ・シー・カート」

「ツァオ・シー・カート」

サーイ村(31)村長、ツァーンツァイ村(21)村長、オート村(20)村長、ツェンポム村(37)村長、モン村(39)村長、ツウェー村(87)村長 サーイ村(31)に委任、ツァーン〔ツァイ〕村(31)に委任、オート村(20)に委任、ツェンポム村(37)に委任、

カート・ラーン

出典 内容

「ターオ・シー・カート」 $\Theta \otimes \Theta$

管理者・収税者

市の税の徴収者 市の長

ツェンラーン村(66)村長

ツァオロン・ナーフワー、パヤーロン・ロン・ホン

パヤーロン・ロン・ホン、ツェンラーン村(66)村長、トゥー村(69)村長、クー村(62)村長

トゥンラオ村(58)村長、マイロン村(15)村長、ツェンターイ村(16)村長、トゥン村(51)村長、ドンテン村(17)村長、 管理者·収税者

市の税の徴収者

「イーガ・・ゲー・オート」

 Θ

カート・トゥン

出典 内容

サ人ダン・バーソレム、~キーロン・ドンドソ ロン・ドンルン

パヤー・ジャー・パーンサー 【サー村(54)の村展?】

市の長 ⊗ ∞

①刀光強於 1988:99

②中共思茅地委聯絡組等 1983:75 ③宋恩常 1983:62—63

注: 村落名のあとの数字は、筆者がつけた村落番号である。表3参照。

料とも、ツァオ・カートの名が挙がっている。市 担当大臣のことだと考えられる²²⁾。また、上記の 調査報告には、カート・ロンには宣慰使すなわち 王、カート・ラーンには軍事担当の筆頭大臣であ るツァオロン・ナーフワー²³⁾も挙げられている(表 1 参照)。

(2) ターオ・シー・カート

ターオ・シー・カートについては、刀光強の所 蔵本中には以下のように書かれている。

「ターオ・シー・カート」は市場付近の村の頭人で構成されている。その中でカート・ロンはツァオ・カート【市担当大臣】とパヤー・ホーンツァーン【ホーンツァーン村村長】によって管理される。

カート・サーイ:・・・オート村、ツァーンツァイ tsa:n tsa:i 村、サーイ村、モン mon 村、ツェンポム tsen pom 村、ロンホイ lon hoi^{2d} のクウェー $kv\epsilon:$ 村のナーイ・バーン na:i ba:n 【村長】 によって構成される「ターオ・シー・カート」によって共同管理される。

カート・ラーン:パヤーロン・ロンホンとツェンラーン tsep la:n村、トゥーta:村、クー村のナーイ・バーン【村長】により構成される「ターオ・シー・カート」によって共同管理される。

カート・トゥン: トゥンラオ tuplau 村、マイロン mai lop 村、ツェンターイ tsepta: i 村、トゥン村、ドンテン村のナーイ・バーン【村長】とパヤー・ツァー・バーンサー²⁵⁾ によって構成される「ターオ・シー・カート」によって共同管理される。[刀光強訳 1988: 99]

ここには、四つの市 0 それぞれのターオ・シー・カートが、どのような者から構成されていたか、 具体的に書かれている。村の頭人とは、ナーイ・バーン、すなわち村長のことだと考えてよい²⁶⁾。 これによると、ターオ・シー・カートは、基本的 に各市の付近の村の村長で構成されていることになる。それをカート・サーイ、カート・ラーン²⁷⁾、カート・トゥンについて地図上に示したのが図3である。

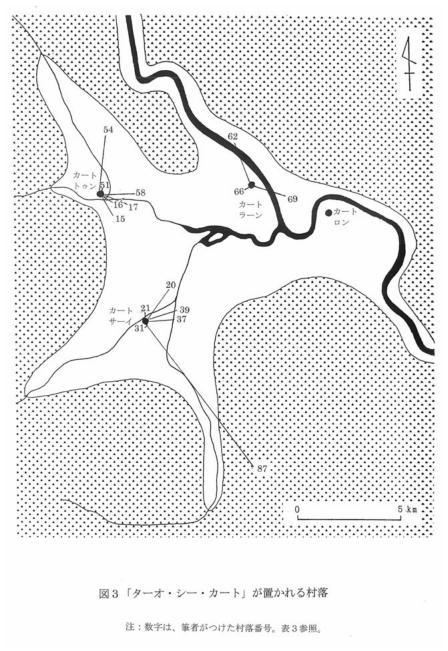
カート・ロンだけは例外的で、その管理をするのは、市担当大臣であるツァオ・カートと王都の中にある村落ホーンツァーン村の村長である。これは、王都で開かれる市であることからくる特殊性だろう。

(3) 市の長

宋恩常は、以下のように記述している。

各市にはすべて専職の市の長がいて、カート・ロンの市の長はパヤー・ツァオ・カート pha ja: tsau ka: t 【市担当大臣】であり、カート・ラーンの市の長はパヤー・ツェンラーン pha ja: tsen la:n、カート・トゥンの市の長は [パヤー] ロン・ドンテン、カート・ツェントゥーの市の長はツェンラーンの市の長が兼任し、カート・リーの市の長はカート・ロンの市の長が兼任していた。

市の長はタイ語では、ツァオ・カート tsau ka:t と呼ばれた²⁸⁾。・・・ツァオペンディン がサーイ村に委託派遣した「カート・サーイの」 市の長は、定期市の売買の管理に責任を負ってい た。定期市の日に市の長は収税をおこなった。主 に豚・牛肉を売る者から少量の豚・牛肉を徴収し た。カート・サーイを管轄する大頭人のパヤーロ ン・パーンは、定期市の日に通信員であるポー・ パンpo: p an を派遣してかごを天秤棒で担がせて 豚・牛肉と野菜を徴収させ、半分はパヤーロン・ パーンに渡し、半分はポー・パンに帰した。ツァ オ・カートの他に、ツァーン〔ツァイ〕村、オー ト村、ツェンポム村 29)、サーイ村の四村にはツァ オ・シー・カート tsau si: ka:t (ツァオ・シー・ カートはすべてパヤー phaja: 、ツァー tsa:が兼 任する) が委任されている。 ツァオ・シー・カー トは、ツァオ・カート【市の長】を助けて、市の 秩序を維持し、市での群集の紛糾と喧嘩を管理し、 市で死んだ外からの流れ者を埋葬する[宋恩常



1983:62-63]。

刀光強所蔵本ではそれぞれの市に複数の管理者 が挙げられていたが、宋恩常の記述では一人のみ が市の長「ツァオ・カート」として挙げられてい ート・トゥンはドンテン村から 30 、カート・サー る。この点は刀光強所蔵本の内容と異なっている イはサーイ村からと、宋恩常の記述にあらわれる

ところである。

だが、カート・ロンは (パヤー・) ツァオ・カ ート、カート・ラーンはツェンラーン村村長、カ 市の長は、刀光強所蔵本に見られるそれぞれの市のターオ・シー・カートのひとりとなっている(表1参照)。宋恩常の記したのは、それぞれの市の管理者のうち最も主要な者である可能性もある。

また、カート・ラーンと同じく景洪の街にあるカート・ツェントゥー、カート・ロンと同じく王都にあるカート・リーは、それぞれ同じ者が市の長であるとされているので、刀光強所蔵本にあらわれる以外の者が記されているわけではない。

(4) カート・サーイの管理者たち

宋恩常は、カート・サーイの事例のみであるが、 市の長の他にツァオ・シー・カートがいて、ツァ オ・カートの補助をしていると書いている。その メンバーは、ツァーンツァイ村、オート村、ツェ ンポム村、サーイ村の四村のパヤーやツァーであ る。パヤーやツァーとは村長のことであろう³¹⁾。

カート・サーイのツァオ・シー・カートが置かれる村名を、前述の刀光強所蔵本中のターオ・シー・カートの記述と比較すると、モン村とクウェー村は抜けているものの、あとは一致している(表1参照)。また、ツァオもターオも、支配者層の者を指す言葉である。これらから判断すると、ターオ・シー・カートとツァオ・シー・カートは基本的に同じ組織である可能性がかなり高い32。

さて、サーイ村には、市の長が置かれツァオ・シー・カートのひとりも置かれるということになっている。この市の長とツァオ・シー・カートとは同一人物か否か。それを考えるために、儀礼の際の水牛の肉の分配のしかたについての記述を見てみる。

水牛一頭を殺して宗教祭祀に用いる。・・・殺し

た牛の肉は・・・毎回パヤーロン・パーン、ツァオ・カート【市の長】、ツァオ・シー・カートらの頭人に四十両を送らなくてはならない。六つに分けてそれぞれの頭人が一ずつ取る。[宋恩常 1983:63]

これによると、ツァオ・シー・カートは六つに 分けたうち二を除いた四を分けて一ずつ取ること になっているので、ツァオ・シー・カートは四人 であるという計算になる。市の長も一を取り、サ ーイ村のツァオ・シー・カートも一を取るという ことである。よって、この記述によれば、市の長 とサーイ村のツァオ・シー・カートは、同じサー イ村の者であるが、互いに別人であることになる。 一方、刀光強所蔵本にはまったく見られず、宋 恩常の記述にのみあらわれる市の管理者もある。 それは、上述の宋恩常の記述の中で、カート・サ ーイを管轄し儀礼の際も他の管理者と同様に肉の 分配を受けるとされた、パヤーロン・パーンであ る(6参照)。パヤーロン・パーンは、いわば民衆 レベルのムンの長である³³⁾。パヤーロン・パーン の地位につく者は、ムン・ツェンフンのタイ族の中 で先住者とされるタイムン tai man (ムンの人、 ムンの自由民) 範疇の村落のひとつ、ツァーンツ ァイ村から出された。ツァーンツァイ村には、タ ート・ツァイムン tha:t tsai mən、すなわちムン の中心の仏塔があり、そこがムンの中心であると 人々に認識されていたことがわかる。カート・サ ーイは、このツァーンツァイ村のすぐそばにあっ た(図3参照、21番の村落がツァーンツァイ村)。 パヤーロン・パーンについて刀光強所蔵本に書か れなかった理由としては、パヤーロン・パーンに よる市の管理・物の徴収が、ムン権力側が考え設 定した市の管理・「収税」システム外にあるもので

あったからという理由が考えられよう。

(5) 市の管理の内容

さて、これらの市の管理・支配者は、どのよう に市に関わっていたのだろうか。刀光強蔵本には 次のような記述がある。

四つの市で発生した事は、売買の紛糾や死んだ 牛・死んだ馬の如きの処置権は、「ターオ・シー・ カート」[にあり、ターオ・シー・カート] によっ て処理される。大きな事と決断が難しいことは、 クワーン・ロン kva:n lop、クワーン・ムン kva:n men に報告して処理されなければならない[刀光強 訳 1988:99]。

これによると、売買の紛糾の解決や死んだ牛・死んだ馬の処理は、各市の管理者であるターオ・シー・カートの職務であることがわかる。解決が難しい場合は、クワーン・ロン、すなわち最上の行政単位であるロンの会議や、クワーン・ムン、すなわち民衆レベルのムンの自治的会議が、その処理に関わってくる(6参照)。このクワーン・ムンの長が、前述のパヤーロン・パーンである³⁴)。クワーン・ムンが市と関わるのなら、パヤーロン・パーンが市の管理に関わっているのも不思議ではない。

カート・サーイのみについては、宋恩常も市の 管理者の職務内容について書いている。

ツァオ・シー・カートは、ツァオ・カート【市の長】を助けて、市の秩序を維持し、市での群衆の紛糾と喧嘩を管理し、市で死んだ外からの流れ者を埋葬する。ツァオ・カートは特に市の神を祭る時には、豚・犬・鶏などを殺す責任を負う[宋恩常1983:62-63]。

ここでは、市で死んだ者の埋葬や市の神の祭祀 の時に犠牲獣を殺すのも市の管理者側の仕事であ るとされている。

5. 市における「税」

(1) 市での販売物にかかる「税」

史料中には、市における「税」について書かれているものがある。次に、この市の「税」とはどのようなものであったかを考察する。

まず、前述の1938年の収税に関する通告をもう 一度詳しく見てみる。

議事庭は宣慰使の最高命令を遵照して、生産し売買するあらゆる男女に宣布する。あらゆる一切の、市場に持ってこられて売られる肉、魚、あへん、酒、茶、唐辛子、生姜、塩、一切の野菜、たばこ、びんろう、ミーシエン、ミーカン、涼粉、果物、芋類などは、布告の日から、一律に命令に照らして税を徴収する。違反したり反抗したりしてはならない。水牛は一頭につき一斤(を納め)、豚は一頭につき一斤(を納め)、下は一頭につき一斤(を納め)、下は一両(を納め)、四〇350は三銭(を納め)、たばこは一両(を納め)、プんろう・果物・野菜は適宜徴税する。

タイ暦 1300 年〔1938 年〕 6月1日 [刀国棟他翻訳: 75-76]

「議事庭」とは前述のヌー・サナームすなわちムンの審議機関のことであり、「宣慰使」とはシプソンパンナーを統べる王(ツァオペンディン)のことである。この通告は、王の命令によってムンの審議機関ヌー・サナームが出したという形を取っている。食料品・嗜好品・調味料などに対して、布告の日から一律に「税」を徴収すること、およ

びその税率が通告されている 36)。

では、この税はどこに納められるものだったのだろうか。

ムン・ツェンフンにおいては、上納される米や 村落からの労働力提供は、大臣・官僚の職につい ている者がその職に応じて決められた水田や村落 から個人的に受け取っていた。それがムンの「国 庫」に納められたあと分配されるという手続きを 取ることはなかった[加藤 2000]。そのことから考 えると、市に関する「税」も「国庫」に納められ るのでなく、決められた個人に渡され個人の裁量 で消費・処理されたという可能性がある。市の「税」 として集められた中には、米と違って保存がきき にくい生鮮食料品も多かったので、なおのこと「国 庫」に納められて保管したり転売したりするのが 困難である。また、調査報告中の記述を見ると、

市の税の主要な規定:一頭の牛を殺して売ると 礼肉五斤を収め、一頭の豚を殺して売ると礼肉三 斤を収める[中共思茅地委聨絡組、中共西双版納州 委調査組1983:75]。

とあり、「礼肉」と記されている。これは、肉が納められる対象がムンの「国庫」ではなく個人である可能性を示すものである。

このことについては、以下、「税」の徴収者と徴収方法についての史料を検討する中で、さらに考えていきたい。

(2)「税」の徴収者・徴収方法

先述のように、4(1)でも提示した調査報告中の 記述には、市の「税」の徴収者が挙げられている[中 共思茅地委聨絡組、中共西双版納州委調査組 1983:75](表1参照)。しかし、これらの者が何 をどのように徴収したかについては書かれていない。

具体的な徴収法と徴収者については、宋恩常が 次のように記している。

市の長により、市では税が集められた。税を集めるのには二種類の類型があって、一種類は村落に委任して代わりに集めさせるもので、もう一種類は市の長により直接に集められるものである。例えば、カート・サーイでは、一年のうちで、マイmai 村が四ヵ月と二十日〔税を集める〕責任を負い、コン村³7〕が二ヵ月と二十日〔税を集める〕責任を負い、その他の時期は市の長の家人が直接税を集めた。市の税を集める責任を負うマイ村とコン村がもし税を集める人を派遣しなかったら、一回の市のたびに市の長に半開³8〕三元を払わなくてはいけなかった[宋恩常 1983:62]。

これによれば、市の「税」には、市の長(の家人)が集める方法と村落に委任して集めさせる方法があり、カート・サーイの場合は、一年のうち計七ヶ月あまりはマイ村とコン村という村落³³¹に集めさせていた。この二つの村落は、カート・サーイの管理者を出す村落としては名が挙げられていない(4および表1、表2参照)。また、この二村落が、徴収請負の報酬をどの程度受けとっていたかは不明であり、まったく取り分がなかった可能性もある。そして、仕事をしなかった場合は逆に金を払うことになった。ムンによっては市の管理者とされていない、このような村落への「税」徴収の委託が、どのような経緯でなされたかはわからない⁴¹゚。。

さて、具体的な徴収方法については、カート・サーイでは、定期市の日に市の長が⁴¹⁾、主に豚・牛肉を売る者から少量の豚・牛肉を徴収した[宋恩常1983:63]という記述がある。

表 2 市で徴収される物の受け取り者・徴収者・徴収期間[宋恩常 1983:62-63]

市全般について

受け取り者	徵収者	徵収物	徴 収期間
市の長?記載なし	市の長 市の長に委任された村落	記載なし記載なし	記載なし[p. 62] 記載なし[p. 62]
王市の長	記載なし	牛胸肉・外里肉 牛胸肉・外里肉	雨安居三ヶ月間、計六回(ワン・ポイ二回に一回)[p. 63] 雨安居三ヶ月間、計六回(ワン・ポイ二回に一回)[p. 63]
(祭費用)	記載なし	記載なし	市の神の祭祀前(一年に一度?)[p. 62]

カート・ロンについて

受け取り者	徵収者	徵収物	徵収期間
(祭費用)	マイ村(市の長の委任?)	銅板	市の神の祭祀前(一~二年に一度)[宋恩常 1983:62]

カート・サーイについて

受け取り者	徵収者	徴収物	徵収期間
市の長?	市の長の家人	記載なし	村落に委任した期間以外(の毎回?)[p. 62]
記載なし	マイ村 (市の長が委任)	記載なし	四ヵ月と二十日(の毎回?)[p. 62]
記載なし	コン村 (市の長が委任)	記載なし	ニヵ月と二十日(の毎回?)[p. 62]
パヤーロン・パーン (半分)	ポー・パン (パヤーロン・パーンが派遣)	豚・牛肉・野菜	毎旦? [p. 63]
ポー・パン (半分)	ポー・パン (パヤーロン・パーンが派遣)	豚・牛肉・野菜	毎旦? [p. 63]
大きな村落 小さな村落 パヤーロン・パーン	記載なし記載なし	水牛肉 20 斤 水牛肉 10 斤 水牛肉 6 分の 40 両 (×村落数?)	雨安居三ヶ月間、十日に一回の市の際[p. 63] 雨安居三ヶ月間、十日に一回の市の際[p. 63] 雨安居三ヶ月間、十日に一回の市の際[p. 63]
市の長 ツァオ・シー・カート	記載なし	水牛肉6分の40両 (×村落数?) 水牛肉6分の40両 (×村落数?)	雨安居三ヶ月間、十日に一回の市の際[p. 63] 雨安居三ヶ月間、十日に一回の市の際[p. 63]
王	記載なし	記載なし	雨安居の期間に牛を殺した時[p.63]
パヤーロン・ナーフアー	記載なし	記載なし	雨安居の期間に牛を殺した時[p.63]
[パヤー・] ロンパン	記載なし	記載なし	雨安居の期間に牛を殺した時[p.63]

また、パヤーロン・パーン (4(4)参照) も市が たつたびに、肉や野菜を徴収している。

カート・サーイを管轄する大頭人のパヤーロン・パーンは、定期市の日に通信員であるポー・パンを派遣してかごを天秤棒で担がせて豚・牛肉と野菜を徴収させ、半分はパヤーロン・パーンに渡し、半分はポー・パンに帰した[宋恩常 1983:63]。

パヤーロン・パーンとポー・パンは、徴収された物を半分ずつ手にした。それはおそらく各人の取り分になったのだろう。

市の長が徴収した肉が誰のものになったかについては記述がないが、パヤーロン・パーンとポー・パンの事例と同様に、それが市の長自身の取り分となった可能性はおおいにある。「民主改革」前のシプソンパンナーでは、耕地や村落から上納され

る米はその耕地や村落が属するムンの大臣や役職者に直接納められた[加藤2000]ということから考えると、史料中で「税」と呼ばれているのは、市の管理に関わる役職者たちが商品の一部を徴収して自分たちの取り分としたものであったと見てよいだろう。

さらに、雨安居の仏教祭祀のために殺した水牛の肉も、カート・サーイの管理者らに配られたという。それに関する記述は以下のようである。

定期市での売買は、安居の入りから出までの三ヶ月間の斎戒生活の需要に対応して、十日ごとに一回開かれ ⁴²⁾、毎回水牛一頭を殺して宗教祭祀に用いる ⁴³⁾。・・・殺した牛の肉は、村落の大小に応じて分配する ⁴⁴⁾。大きな村落には二十斤、小さな村落には十斤、でも毎回パヤーロン・パーン、ツァオ・カート【市の長】、ツァオ・シー・カートらの頭人に四十両を送らなくてはならない。六つに分けてそれぞれの頭人が一ずつ取る。[宋恩常1983:63]

これらの記述によると、前述のパヤーロン・パーン、市の長、ツァオ・シー・カート各人は、四十両分の肉を均等に分け合っている。この四十両は、六等分するとかなり少量になってしまう程度の量だということから考えると、肉の分け前のある村落一村が渡す量かもしれない。そうだとすれば、肉を受け取る村落が何村あるかは記されていないので、パヤーロン・パーン、市の長、ツァオ・シー・カートの実際の取り分がどれだけであったかはわからないことになる。

また、ムン・ツェンフンの市全般については、 以下のような記述がある。

タイ族の仏暦で、安居の入りから出までの三か 月の期間に、十二回の斎戒のワン・ポイ van poi⁴⁵⁾ を挙行しなければならなかった。ワン・ポイのたびに牛を殺してターン【寄進儀礼】をしなければならなかった ⁴⁶⁾。殺された牛の胸肉と外里肉【外側のヒレ肉?】はすべてツァオペンディンと市の長に送らなくてはいけなかった。送るやり方は順番であった。第一回のワン・ポイはツァオペンディンに送り、第二回のワン・ポイは市の長に送るというように順番に分け、第十二回のワン・ポイで終わり、おのおの六回ずつ受け取った。[宋恩常1983:62]

雨安居の仏教儀礼の際には牛が殺され、王(ツァオペンディン)と市の長は、その牛の胸肉と「外 里肉」を一回おきに受け取っていたことになる。

一方、それとは別に、カート・サーイでは雨安居の期間に牛を殺した場合、胸肉とヒレ肉は、王、軍事担当大臣のうち最高位であるパヤーロン・ナーフアー phaja:lon na: xva:⁴⁷⁾、そして民衆レベルのムンの長であるパヤーロン・パーンに分けねばならないという記述もある ⁴⁸⁾。

この雨安居期間の水牛や牛の肉の上納⁴⁹⁾を史料中に「税」と記されているものと合わせて考えれば、普段の市での徴収のほかに、王とムンの大臣のあるもの、そして市の長を初めとする村レベルの市の管理者は、雨安居に市から特別に肉を徴収する機会があったことになる。

その他、市の守護霊儀礼に必要な費用も市から 集められた。

定期市の繁栄のために、定期的に「街神」の祭祀をしなければならなかった。三年に一度大祭を挙行し、祭の時には犬と鶏を殺さねばならなかった。祭に必要な経費は市で税を集める形式で解決した。具体的な徴税の方法は、祭祀の前に、連続して市で「三個」の市の税を徴収した500。例えばカート・ロンは、毎年一度、時には二年に一度市のテワダー【神、守護霊】を祭った。市の神を祭る前に、市のたつ日に、三つの、市場に通じる道

の入り口を縄を用いて封鎖し、マイ村が代表して、 市の長が市で銅版を徴収する責任を負い、祭祀に 必要な経費の問題を解決した。[宋恩常 1983:62]

徴税は、祭祀の前に連続して「三個の市の税」を徴収するという方法であったと書かれているが、 具体的な記述があるのは、カート・ロンについて のみである。そこでは市に来る人々から銅板が集 められた。この場合は、売る側ではなく買い物に くる側からの徴収と見られる。よって、徴収する のは商品の現物ではなく、銅板であった 51)。

以上見てきたように、市での「税」は、市の長が市で商品を売る人々から商品現物の一部を市がたつたびに徴収するという形が基本であったと考えられる。それに加えて、雨安居期間には、王や市の長は、仏教儀礼の機会に肉を徴収することができた。カート・サーイについては、市の長以外の市の管理者であるパヤーロン・パーンやツァオ・シー・カート、ムンの大臣のひとりであるパヤーロン・ナーフアーも、雨安居期間に肉を受け取った。他には、市の祭祀のための徴税があった。

わかっているだけの事例から見ると、最も肉を 受け取る機会が多いのは各市の長である。カート・ サーイの場合は、パヤーロン・パーンが日常的に 肉や野菜を、雨安居の期間はそれに加えて肉を得 ていた。そして王も、雨安居の期間だけであるが、 市から肉を受け取ることが多かった(表2参照)。 市からの「税」は、市の長を除いては、王やパヤ ーロン・パーン、すなわちムンレベルの長が中心 的に受け取っていたと位置づけられよう。

6. 市と自治・行政組織

最後に市がムンの自治・行政組織といかなる関係にあったかについて考える。

「民主改革」前のムン・ツェンフンの自治・行 政単位は小さいほうからバーン ba:n (村落)、ホ ーシプ ho: sip、ロン log となっている ⁵²⁾。刀 光強蔵書中には以下のような記述がある。

四つの市で発生した事は、売買の紛糾や死んだ 牛・死んだ馬の処置の如きは、「ターオ・シー・カート」によって処理される。大きな事と決断が難 しいことは、クワーン・ロン、クワーン・ムンに 報告して処理されなければならない[刀光強訳 1988:99]。

これによると、各市の管理者であるターオ・シー・カートによる解決が難しい場合は、クワーン・ロン、すなわち、ムン内の最上の自治・行政単位であるロンの会議や、クワーン・ムン、すなわち民衆レベルのムンの自治的会議(4(5)参照)が、その処理に関わってくると考えられる。

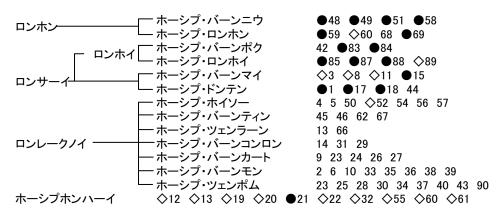
クワーン・ムンはムン全体のことに関わるが、 クワーン・ロンはそれぞれ権限の及ぶ範囲が限定 されている。ロンは、1950年以前の段階では四つ 存在していた[加藤 2000:121]。では、それぞれ の市は、特定のロンと対応していたのだろうか⁵³⁾。

四つのロンのうち、ロンレークノイ lop le:k noi はレークノイという範疇の人々の村をまとめるものであった。あとの三つはロンサーイ lop sa:i、ロンホン lop hop、ロンホイ lop hoi であり、タイムン範疇(4(4)参照)の村をまとめるものであった 54 。このうち、ロンホイはロンサーイの下部に位置づけられていた[加藤 2000:121](表 3)。

ロンサーイ、ロンホン、ロンホイは、それぞれ

表3 ムン・ツェンフンの1950年以降の行政系統

ホーシップクンホート ★64 ★65 ★70 ★71 ★72 ★73 ♦74 ★77 ★78



凡例 数字•••村落番号

●・・・タイムン、〔記号なし〕・・・レークノイ、◇・・・ホンハーイ、★・・・王族

ムン・ツェンフンの村落

(村落名の前の数字は、筆者がつけた村落番号。表1・図3・図4でも同じ番号を用いている。)

(竹浴石の削の数子は、車	負か ノリに削冷笛方。衣し	凶3 凶4でも向し笛方を用	いている。)
1 ター	25 ハーイ	49 ニウ	73 ホーナー
2 ペート	26 カート	50 リン	74 ヤーンクワーン
3 ツェンハーン	27 ツェンハム	51 トゥンロン	75 ワット
4 ナムロン	28 ヤーン	52 トゥンノイ	76 パーサート
┃ 5 ボーヘー	29 クム	53 レク	77 カートロン
┃ 6 ヤーンディー	30 クワーン	54 サー	78 ルー
7 ツァイ	31 サーイ	55 ノンハム	79 カーンツェン
8 セオ	32 ハイタームー	56 ホイソー	80 ノントゥム
9 コンワット	33 ホーソン	57 ナー	81 ホーンツァーン
10 ティウ	34 フェイルン	58 トゥンラオ	82 フムホー
11 パーコー	35 メン	59 モーロン	83 ポク
12 コンマイ	36 タオ	60 モーノイ	84 ワーン
13 ツェントゥン	37 ツェンポム	61 ポンレイ	85 ポク
14 コンロン	38 ヒム	62 クー	86 フン
15 マイロン	39 モン	63 ヨン	87 クウェー
16 ツェンターイ	40 ツン	64 ツォムフン	88 ターチウ
17 ドンテン	41 イン	65 ツェンレン	90 ドクマイ
18 ナーン	42 ホン	66 ツェンラーン	
19 ドンロン	43 ツェンモン	67 ティン	
20 オート	44 ノンフォン	68 ロンホン	
21 ツァーンツァイ	45 ナーパーン	69 トゥー	
22 ツォムへー	46 ナーヌン	70 ナーオ	
23 クワーン	47 ティー	71 ツェンファー	
24 カー?	48 ホームン	┃72 ホープン	

地理的まとまりに対応している。すなわち、ロンサーイは流砂河右岸のオート川側の村落群に、ロンホンは流砂河左岸のヒー川側の村落群に、ロンホイは東南部支谷の村落群に対応する[加藤

2000:159](図4)。そしてロンホイとロンサーイ がまとめられているのは、流砂河右岸という地理 的まとまりに対応する。

2(2)で見たように、カート・トゥンは、流砂河

左岸の、ヒー川と流砂河の合流点付近に位置する。カート・ラーンも流砂河左岸に位置する。一方、カート・サーイは、流砂河右岸の、オート川と南から流れてくる河川との合流点付近に位置する(図2)。この三つの市をロンという行政単位と関係づけて考えると、カート・トゥンやカート・ラーンがロンホンと、カート・サーイがロンサーイとあるいはロンサーイとロンホイ両方と対応していると考えられる。

カート・トゥンのターオ・シー・カートが置か れる村落を見ると、そこにはトゥンラオ村(58) 55)、マイロン村(15)、ツェンターイ村(16)、トゥ ン (ロン) tun (lon) 村(51)、ドンテン村(17)、 サー村(54)の名があらわれて来る(表1、図3)。 このうち、トゥンラオ村(58)とトゥン村(51)は ロンホンに属している。サー sa: 村(54)はレーク ノイの村落であるので、行政組織上はロンホンに 入っていない(表3、図4)が、立地で見ると流 砂河左岸のロンホンの領域にある。ツェンターイ 村(16)はどの行政単位に属するか不明であり、マ イロン村(15)とドンテン村(17)はロンサーイに属 している(表3、図4)。だが、これら3村落は、 カート・トゥンから流砂河を南にわたってすぐの ところにある村落である。このようにターオ・シ ー・カート所在村落からは、カート・トゥンとロ ンホンという行政組織との関係は明確には見えて こないものの、ターオ・シー・カート所在村落は ロンホンの範囲内と市の近隣にあることがわかる。 カート・ラーンのターオ・シー・カートが置か れる村落は、ツェンラーン村(66)、トゥー村(69)、 クー村(62)である。あと一人の パヤーロン・ロン ホンとは、行政単位ロンホンの長という意味だと 考えられる。また、トゥー村(69)はロンホンに属

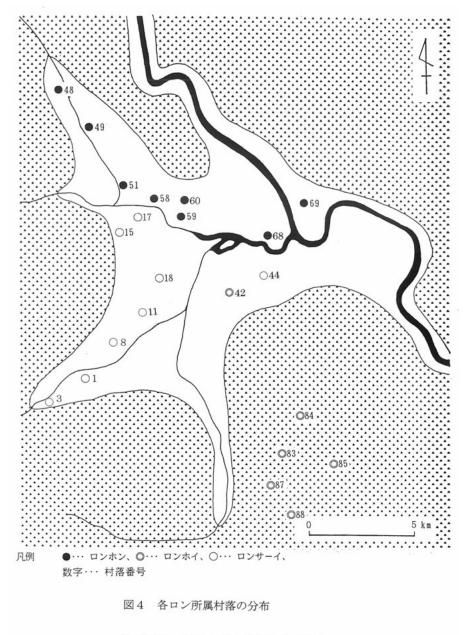
している。ツェンラーン村(66)とクー村(62)はレークノイ村落であるためロンホンには入っていないが、その領域内に立地している。これらのことから、カート・ラーンは、カート・トゥンよりも自治・行政単位ロンホンとの結びつきが強いと言えよう。

カート・サーイのターオ・シー・カートが置かれる村落は、サーイ村(31)、ツァーンツァイ村(21)、オート村(20)、ツェンポム村(37)、モン村(39)、クウェー村(87)である。これらは、クウェー村(87)がロンサーイの下部にあるロンホイに属している以外は、いずれもロンサーイの構成村落ではない。ただし、地理的にロンサーイの領域内にはある。カート・サーイの場合は、自治・行政単位ロンとの関係はあまり明確でない。

ただ、ツァーンツァイ村はタイムンの村落でありながら、ロンをはずれているのである。その理由は、ツァーンツァイ村からは、すべてのロンをまとめるべき存在である、民衆レベルのムンの長パヤーロン・パーンを出すことになっていたからだと考えられる。このパヤーロン・パーンは、カート・サーイを管轄したり市から肉・野菜を徴収したりしていた(4、5参照)。このことから考えると、カート・サーイは、ロンよりもむしろ、その上の「ムン」560 レベルと関わっていた市であったと言える。

また、ツァーンツァイ村は「ムン」の中心と認識されていた。そしてカート・サーイに近接していた (4(4)参照)。カート・サーイの立地と「ムン」の中心は、ほぼ一致しているのである ⁵⁷⁾。このことからも、カート・サーイは、「ムン」レベルの市であると言えるのである ⁵⁸⁾。

一方、ムン権力側については、ムンのシー・ハ・



注:数字は、筆者がつけた村落番号。表3参照。

ンオートが、カート・サーイを支配することになっ ている(4(1)参照)。ホイダン・バーンオートは 筆頭大臣であり、大臣の中で最も俸禄が多く、行 政・財政・税収をつかさどっている[中央訪問団二 分団調査、劉傑整理 1983 : 11] ⁵⁹⁾。ムン・ツェンフ

ツン (四大大臣) のひとりであるホイダン・バー ンの市の中で最大で、民衆レベルのムンの中心地 にあるカート・サーイ[宋恩常 1983:62]を、ムン・ ツェンフン内の政治で最も重要な地位にある大臣 が支配することになっているのである 600 これは、 民衆レベルのムンの中心に、ムン政治権力側が支 配を及ぼすという形を作ったものだと位置づける

ことができよう 61)。

最後に、カート・ロンについてである。この市は王都にあるので、管理者もツァオ・カートというムンの市担当大臣と王都内の村落ホーンツァーン村の村長である(表2参照)。この市はロンという行政単位とは結びつき得ない。

以上のように、市と自治・行政単位ロンとの間の対応関係としては、カート・ラーンはロンホンと関係があるが、それ以外は明確な対応関係を見出すことはできなかった。またカート・サーイは、ロンレベルではなく、より上位の「ムン」レベルと関係が深いということができる。

7. おわりに

以上見てきたことから、ムンの支配者層と市と の関係を、まず市ごとにまとめてみよう。

カート・ロンは、ムンの市担当大臣であるツァオ・カートが直接管理していた。また、市の「税」の徴収者としては、ツァオ・カートの他に王も挙げられている。これらは、王都にあることの特殊性に由来するだろう。

カート・サーイは、大臣の中で最高位のホイダン・バーンオートが支配し、また「税」を徴収していたとされる。また、王や、軍事担当大臣の中で最上位のパヤーロン (ツァオロン)・ナーフワーも、カート・サーイで雨安居期間に殺した牛の肉の取り分があった。その他、民衆レベルのムンの長であるパヤーロン・パーンも、カート・サーイを管轄し、市で肉・野菜を売る者から現物の一部を徴収する権利があった。

カート・トゥンでは、シー・ハ・ツンのうち、 ホイダン・バーンフムが支配することになってい た。

カート・ラーンでは、最上位の軍事担当大臣ツ アオロン・ナーフワーが「税」を徴収していたと いう記述があった。

その他、王は、すべての市から、雨安居の間に 計六回、牛の胸肉と「外里肉」を受け取ることが できたという。

これらは、徴収権がある者が自分の取り分とすることができたと考えられる。

こうして見ると、市から徴収された物を受け取っていたムン支配者は、王、市担当大臣(ツァオ・カート)、ムン・ツェンフンの筆頭大臣(ホイダン・バーンオート)、四大大臣のひとりのホイダン・バーンフム、最上位の軍事担当大臣(パヤーロン・ナーフワー)の五人である。

王はすべての市、特にカート・ロンとカート・サーイから、市担当大臣はカート・ロンから、ムン・ツェンフンの筆頭大臣はカート・サーイから、ホイダン・バーンフムはカート・トゥンから、最上位の軍事担当大臣は、カート・サーイとカート・ラーンから、それぞれ受け取っていた。その他の大臣たちには市からの肉などの取り分はなかったものと見てよい。

このように、今回分析した史料からは、ムン政治権力の市への関わり方として、市から肉などを徴収して王と特定の大臣の職にある者の取り分とするというあり方が明らかになった。受け取り者は、市に関係する大臣であるツァオ・カートの他は、王および限られた上位の要職の大臣だけだった。ムン支配者たちが市から受け取るものは、その職に所属する水田から得られる米やその職と保護・被保護関係にある村落からの労働力提供とならび、それぞれの職にともなう報酬と捉えられて

いたと考えられる ⁶²⁾。つまり、ムン政治権力の市との関わりは、そこから物を徴収するということに関しては、水田から米を徴収するのと同様の考え方でなされたということである。言い換えれば、農業面での支配も商業面での支配も、同一の枠組みでとらえられていたと言えよう。

それ以外の面で、ムン政治権力が商業とどのように関わっていたかについては、視点を変えてまた議論する必要があるだろう。

【注】

- 1) タイ語の語句は、筆者がわかるものについては、巫凌 雲、張秋生の方式 [巫凌雲、張秋生 1981] にしたがって初出 (本文と注の両方にあらわれる場合は本文初出) の際にタイ 語音を示す。筆者があいまいなものに関しては、Isra Yanatan 氏にもチェックをお願いした。記して感謝したい。ただ、間 違いがあった場合の責任はすべて筆者にあることを付記し ておく。なお、本稿でいう「タイ語」とは、シプソンパンナ ーのタイ語 (タイ・ルー語) を意味している。
- 2) 南西タイ諸語中の各語によって音、声調の差があるが、 本稿ではそれらを総括するものとして、ムンという表記を用 いる。
- 3) ツァオペンディンは、ビルマ王朝からもシプソンパンナーの支配者としての職位・称号を与えられていた時期があった「加藤 2000: 25-65」。
- 4) 本稿では便宜上、ツァオペンディンを「王」、その都を 「王都」という言葉であらわす。
- 5) ツェンフンという言葉は、このムンの名称であると同時に、その王都を指す場合にも用いられる。よって、ムンを指すことを明示する必要がある場合は、ムン・ツェンフンという表記を用いる。
- 6) その中でも特に交易については、先行研究で東南アジ ア前近代国家を考える上での重要性が指摘されている。

例えば、石井米雄、桜井由躬雄は、「ヌガラ」、「ムアン」 といった東南アジア的国家の類型をたて、それらの成立が交 易の発達と関係していることを示している [石井、桜井 1985]。

また、同じくタイ族が支配者である、チャオプラヤー川氾濫原末端部に成立したアユタヤは、農民の生産活動に対して国家の関与する余地が小さく、交易に積極的に関わる商業的な国家であった[石井 1999:27-36, 77-126;1975:29-38]のに対して、山間盆地のタイ族国家については、政治権力の

用水管理を通した農業への関わりが指摘されて[石井 1999: 19-27; 1975: 22-26]いても、政治権力が交易にどのように関わったかは議論されていない。

東南アジアの前近代国家のうち山間盆地という環境に成立した国家として、またタイ族の形成した前近代国家の中でアユタヤのような「交易国家」との比較において、シプソンパンナーが農業と交易それぞれに対して、どちらにどのようなスタンスで関わろうとしていたかを明らかにすることは重要であろう。

- 7) タイ語の原文を見ることができればなおよいが、入手するのは大変難しい。それらの中国語訳は、ムンの政治についての事情をよく知り、中国語教育も受けてきたであろう、かつての王族の手によるものなので、大きな誤訳はないものと考えられる。よって本稿ではそれらを史料として用いる。
- 8) () は原文中に記されていたものである。また、この史料引用中にはないが、史料の日本語訳を示す際、筆者による訳は【 】、筆者による補足・注釈は〔 〕に入れてあらわすものとする。本稿における史料の引用は、すべて以上の例にしたがう。
- 9) 史料では以下のように記されている。

それぞれの市場にはすべて「ターオ・シー・カート」(四つの 街市の管理者)が設けられ、日常の事務を管理している。 「ヌー・サナーム」の中の「シー・ハ・ツン」がまた分かれて、それぞれの市場を管理支配している[刀光強訳 1988:99]。

10) リー (中国語で「利」と音訳されている) という語が、何を意味するタイ語であるかは不明である。

本稿で用いる史料は、タイ語文書からの訳も含め、すべて 中国語で書かれている。その中に漢字音訳であらわされてい るタイ語の単語は、原語がわかるものは片仮名で表記したが、 わからないものは漢字のまま記した。

- 11) 宋恩常により記されているこの状況がいつのものであるか、明記はされていない。市の数の四から六への増加は、刀光強蔵書中に描かれた時代と宋恩常の記載にあらわれる時代との、時間的な差であるかもしれない。
- 12) 宋恩常はカート・サーイについて「定期市での売買は、安居の入りから出までの三ヶ月間の斎戒生活の需要に対応して、十日ごとに一回開かれ[宋恩常 1983:63]」と書いている。雨季で人が集まりにくい雨安居の期間は、五日に一度でなく十日に一度しか市がたたなかったのかもしれない。
- 13) 王都は、合流点の東南に接する山の中腹にあり、城塞と しても有利な立地である。景洪の街は、合流点の西北の瀾滄 江の右岸を中心に開けており、平坦な地形である。
- 14) ここで「あへん」と訳したものは原文では「烟」、「たばこ」と訳したものは原文では「草烟」である。「烟」で「たばこ」を意味することもあるが、同一の文章の中で「たばこ」を意味する「草烟」も挙げられていることから、「烟」は「あへん」を意味するものと解釈した。
- 15) 1954 年の調査に基づいて書かれた「西双版納傣族自治区(州)商業情況」にも、食塩・茶葉・たばこは土地の産品

であると書かれている[中央民委会西南民族工作視察組 1983:97]。

16) また、佛海貿易支公司(車里・打洛、大勐竜の三つの小組を含む)の仕入れた外来商品は、1950年代下半期には布・西洋薬・洋藍・マッチ・石鹸・歯ブラシ・紙・文具などであった。1951年の貿易部門の購入した外来商品の一部分は、主に少数民族に需要があるものであり、それは綿布・黒布・外国製の藍・西洋薬などであった。1952年に佛海貿易支公司が仕入れた商品は鋤、鋼鉄、布、外国の藍、綿花などであった。1953年に西双版納貿易公司は、鋤、西洋薬針水、アルミニウムの鍋、鋼鉄、水藍を輸入した。1954年の第一季度には鋤、綿花、綿毛布、鋼板、洋藍、石油などを輸入した[中央民委会西南民族工作視察組1983:97-98]。

これらの商品のうち、「民主改革」前のシプソンパンナー の市場で売られていた物もあるだろうが、それを特定することは難しい。

- 17) 筆者が 1980 年代終わりにカート・サーイとサーイ村を 訪れたときには、サーイ村の寺院は市場を出て集落に入って すぐのところにあった。
- 18) 史料の関係部分の訳は以下のようである。 1953年の西双版納自治区(州)の私商は合計640戸で、従業人員は778人、資金額は13億8千3百20万元(旧幣)、営業額は18億8千3百9万元(旧幣)である。その内訳は、

	戸数	従業人員	資金額	営業額
座商	285戸	398人	107,220万元	691,026万元
行商	268戸	268人	19,685万元	1,033,423万元
小売店	87戸	112人	11,415万元	158,857万元

行商の多(は鎮南(今の南華)、弥渡、宣威、祥雲、曲靖、

玉溪、河西、鎮沅、景東、石屏、元江、墨江、普洱などの 県から来ており、広西、四川から来た者もいる。その中で、弥 渡、祥雲、石屏の三県からが最も多い。今年の第一季度は ウェン・ツェンフンを通ってきた外来の私商は 246 人、馬 267 匹に達している(その中で一月は151人、馬189匹、二月は 50人、馬26匹、三月が45人、馬52匹)。 座商はムンハー イが比較的多い。 漢族商人は座商の50パーセント、行商の 30パーセント、小売店の10パーセントを占めており、その他は 少数民族の商人である。少数民族の行商、座商の中で、タ イ族の「頭人」が兼業しているのが 80 パーセントを占める。… 去年12月以降、ウェン・ツェンフンの私商はだんだん減少し、 彼らの多数はムンツェー man tse:、ムンハーイ等の地に移っ ていった。[中央民委会西南民族工作視察組 1983: 98] ここでは、商人を座商・行商・小売店に分けて述べてい る。「座商」は固定した営業場所を持つ商人のことであり、 一戸あたり平均の資金額も376万元と、行商の73万元、小 売店の131万元よりかなり多いので、市場での小売りではな く、他の形態のより大きな取引に携わっている可能性が高い。 「行商」は、市場でも小売りをしている可能性がある。小売 店も、その一部が市場で常設店舗を持って営業しているかも しれない。

また、そのそれぞれに対して漢族の占める割合によって計算すると、漢族商人は座商約200人、行商約80人、小売店の商人が10人余りということになる。ただ、それだけが外来の商人であるとは言えない。漢族以外の、いわゆる「少数民族」の外来商人がいるだろうからである。

19) ムン・チェンフンの位階田制は、最上がナー・ホイダン、 以下順にナー・サーオ・ロン na: sa:u lop (大二十田)、ナ ー・サーオ・ノイ na: sa:u noi (小二十田) ナー・シプ na: sip (十田)、ナー・ハー na: ha: (五田) となっている[中 央訪問団二分団調査、劉傑整理 1983: 10-12 など]。

20) 「車里宣慰使司署的官階、職務及俸禄概数表」(車里宣慰使司署の官位、職務及び俸禄概数表)[中央訪問団二分団調査、劉傑整理 1983:11]によると、ホイダン・バーンオートは四大大臣の中でも最も俸禄が多い。また、その職掌としては、「行政・財政・税収をつかさどる」とある。ただし、他にペート・ハ・ツン pɛ:t xa tsən (八大大臣) の中のツァオ・カート (市担当大臣)、ナー・ホーク na: ho:k、ナー・ツァーン na: tsa:n、ナー・コート na: ko:t の四人にも同様に、「・・・ならびに財政を助ける」と記されている。

21) ホイダン・バーンオートはその名のとおり、オート村をルーク・ラーム lu:k la:m としている、すなわち保護・被保護関係を結んでいる [刀光強訳、朱徳普筆録 1988:92]。オート村はカート・サーイのすぐそばの村落であり、後述のようにカート・サーイの管理にもかかわっている。このことは、ホイダン・バーンオートがカート・サーイを支配するということと関係があろう。

22) ツァオロン・カート tsau lon ka:t、ツァオ・ナーカート tsau na: ka:t、ホイダン・カート ho:i dan ka:t、ホイダン・ノイ ho:i dan noi (小ホイダン) とも呼ばれる。ペート・ハ・ツン (八大大臣) の一人である。この大臣の職掌は、「各市の主祭官であり、ならびに財政を助ける」とある。ヌー・サナーム・ノークに属する。[刀光強訳 1988:91,95;中央訪問団二分団調査、劉傑整理:11]

23) パヤーロン・ナーフアーあるいはツァオロン・ナーフワー tsau lon na: xva:と呼ばれる。ムン内のことを審議するヌー・サナーム・ナイ na: sana:m nai の大臣である。
24) ロンはムンの最上の行政単位であり、ロンホイは盆地か

ら南部の谷間に入ったところにある村々を含むロンである。 6参照。

²⁵⁾ 正確なタイ語音は不明である。サー村の村長を指す可能性もある。

26) 村長にはパヤーあるいはツァーの称号が与えられていた。 ムン・ツェンフンの大臣・官僚・役職者に与えられる称号は、 高いものから順に、パヤーロン phaja: log、パヤー、ツァ ー、セン sen であった。

²⁷⁾ パヤーロン・ロンホンについては6参照。

28) 前述の市担当大臣も略称ではツァオ・カートと呼ばれる ため、それぞれの市の長という意味で使われるツァオ・カー トとの混乱を避けるため、本稿では大臣をツァオ・カートと 呼び、各市の長は「市の長」と呼ぶ。ただし史料中にあらわれる場合は、各市の長をツァオ・カートの表記のままにしているところもある。

- 29) 原文では「景保」となっており[宋恩常 1983:63]、通常あてられる漢字音訳の「景蚌」とは異なるが、「景保」に近いタイ語音の村落名が他にないため、ツェンポム村を指すものと考えた。
- 30) 原文には、中国語音訳でロン・ドンテンと読める漢字(竜 蘭典) がある [宋恩常 1983:62]。ドンテン村からツァオ・ カートが出されていたことは確かであるが、それが村長なの かどうかは確実ではない。
- 31) 注26参照。
- 32) ターオ tha:u もツァオ tsau も、支配者層の者を指す、ほとんど同じ意味で用いられる言葉である。
- 33) パヤーロン・パーンは、調査報告中では、例えば以下のように説明されている。

宣慰の直轄区であるムン・ツェンフンにはツァオムン(土司)がいなくて、ツァオムンの職位に相当するパヤーロン・パーンが設けられており、その下には四つの「ロン」が設けられ、各ロンの下には「ホーシブ」が若干設けられており、それぞれ村落を治めている[省民族工作隊第二隊調査、省委辺委第三科整理1983:99]。

ツェンフン盆地はシブソンパンナーの宣慰使の所在地であり、全シブソンパンナーの各ムンにはみな世襲の土司(ツァオムン)を分封しているが、ツェンフン盆地には世襲の土司はいなくて、宣慰使本人が統率管理しており、その下でパヤーロン・パーンに任務を委ねて派遣して全ムンを管理させ、その下は「ロンサーイ」「ロン・トゥン」「ロンホン」そして「ロンホイ」という四つのロンに分けて、四人のパヤーロンにそれぞれ管轄させ、さらにその下のレベルは「ホーシブ」(いくつかの自然村の合わさったもの)で、最も基層は自然村である。[刀芝秀他調査、劉瑞整理 1983: 24]

これらの説明によると、パヤーロン・パーンとは他のムンのツァオムン、つまりムンの長にあたるものである。そして本文でも言及するように、パヤーロン・パーンになるのは、支配者層である王族とはまったく関係のない、支配される側の「自由民」タイムンの一有力村落の者である。よって、本稿では、パヤーロン・パーンを「民衆レベルのムンの長」と呼んでいる。

- 34) パヤーロン・パーンを「民衆レベルのムンの長」と呼ぶのと同様に、自治行政組織ロンをムンレベルでまとめる存在である「ムンの会議」クワーン・ムンを、本稿では「民衆レベルのムンの会議」と呼んでいる。
- ³⁵⁾ □□は、原史料で字が判読不明であったものだという[刀 国棟他翻訳: 75-76]。
- 36) 1938 年に出されたものであるが、その時に初めて「税」 が徴収されるようになったのか、その前から「税」が徴収さ れていたのを、税率を一定にするなどして整理して通告した のかは、これだけでは判断できない。

また、国民党の統治時期は、ツェントゥーに税務局を設け、 税務局が屠殺税、茶税、煙草・酒税を納めさせる責任を負っ たと宋恩常は書いている[宋恩常1983:63]。これが、ムン・ ツェンフン全体についてのことなのか、ツェントゥーで開か れるカート・ラーン、カート・ツェントゥーだけのことなの かは、これだけからは判断できない。またこれは、ムン権力 が定めた「税」とはまったく別のものであろう。

- 37) 史料中では「恍」の字が当てられているが、タイ語の正確な音は不明である。中国語音から考えてコン (ロン) 村にあたる可能性がと考え、そのように表記しておいた。
- 38) 中華民国時代に使われていた銀貨である。
- 39) マイ (ロン) 村は「自由民」タイムンの (4(4)参照) 村落であり、その中でも最古の村落であるという伝承を持つもののひとつである。コン (ロン) 村はレークノイ (6 参照) の村落である。
- 40) 市の長であるサーイ村の村長あるいはサーイ村と、この 二つの村との関係に基づいて委託がなされた可能性もある だろう。
- 41) 実際は、前述のように、半分以上の期間は他の村落に委託していた。
- 42) 注12 参照。
- 43) 儀礼の終了後に、集まった参加者たちが一緒に食事をする慣例がある。その料理のために、水牛や牛の肉が必要だったと考えられる。

実際に牛を殺すのは専門の役職者の仕事であった。それ に関する宋恩常の記述は次のとおりである。

牛を殺すのは、それを専門の職とするツァオ・ラック tsou lak が 責任を負う。ツァオ・ラックは牛をつなぐ杭をたてる官の意味で、 牛を殺すには固定した牛杭のところで殺さなくてはいけない。 ツァオ・ラックはサーイ村に二人いて、セン級の頭人が兼任しているので、セン・ツァオ・ラックと呼ぶ。[宋恩常 1983:63]

カート・サーイは雨安居の期間に牛を殺すツァオ・ラックを設けたが、カート・ロンにはツァオ・ラックがなく「パヤー・克掌」 [タイ語音不明]を設けた。「パヤー・克掌」の地位は、ツァオ・ラックより高かった。[宋恩常 1983:62]

- 44) 雨安居中の仏教儀礼の際に料理をつくるのに使われたものと思われる。また、この記述とその前の「市が十日に一度開かれた」という記述を合わせて考えると、仏教儀礼は十日に一度おこなわれ、その準備のためにその都度市がたったということかもしれない。だが、別の部分で、安居の入りから出までの三か月の期間に十二回の斎戒の儀礼をしなければならなかったと書かれている[宋恩常 1983:62]。それによると一週間に一度仏教儀礼がおこなわれたことになる。
- ⁴⁵⁾ ポイとは、仏教の祭のことである。ワンは「日」を指す ものと思われる。
- 46) 注43参照。
- 47) 注23参照。
- (8) 関係の記述の訳は以下のようである。 カート・サーイにおいては、雨安居の期間に牛を殺した時、

胸肉とヒレ肉はツァオベンディン、パヤーロン・ナーフアー、 [パヤー]ロン・パーンなどの封建主に分け与えねばならなかった 「宋恩常 1983:63]。

ここには、刀光強所蔵本でカート・サーイを支配するとされるホイダン・バーンオート [刀光強訳 1988:99]の名はあらわれていない。

- 49) これらの水牛や牛がどのように調達されたかはわからない。「牛を殺して寄進儀礼をする」 [宋恩常 1983:63]とあるので、一般の村人たちが金を出し合って調達したのかもしれない。
- 50) 原文は「連続在街上収三個街子税」となっている。これは、市の税を連続して三回徴収したと解釈することもできるが、その後の部分にある、市に通じる道が三本あってそのそれぞれで税が徴収されたことを指している可能性があるため、敢えて意訳しなかった。
- 51) 銅板は貨幣として使われていた可能性もある。
- 52) バーン (村落) もホーシプもロンも、自治的な性格が強い[加藤2000 参照]ので、ここでは自治・行政単位と表した。
- 53) また調査報告中には、「四つの市は均しくホーシプには 組み入れられていない。」との記述がある[中共思茅地委聨絡 組、中共西双版納州委調査組 1983:75]。ここでは、市はロ ンの下のホーシプという行政単位とは関係ないことが明記 されている。
- 54) 一部、タイムン以外の村落が含まれることもあった。
- 55) 村落名の後ろの番号は筆者がつけた村落番号である。表 3参照。

- 56) ムン政治権力とは関係がない、民衆レベルのムンのまとまりを指すために、「ムン」と括弧をつけてあらわした。
- 57) 先に「ムン」の中心がここになったのか、先に市場ができたのかはわからないが、相互に関係があるものと考えられる。
- 58) 宋恩常は、ムン・ツェンフンの市の中では、カート・サーイ、カート・ロンとカート・ラーンが大きく、カート・サーイが最大であると記している[宋恩常 1983:62]。カート・サーイが、王都や景洪の街で開かれるカート・ロンとカート・ラーンをしのぐ規模であるというのは、カート・サーイが「ムン」の中心に位置する「ムン」レベルの市であったということ関係があろう。
- 59) 注20も参照のこと。
- 60) 実際上どのような支配がなされていたか、史料中に記述はない。
- 61) 民衆レベルのムンの長であるパヤーロン・パーンや民衆レベルのムンの自治的会議であるクワーン・ムンが実際どのようなものであり、ムン支配の中でどのように位置づけられていたかについては、タイムンとムン政治権力との潜在的対立関係[加藤 2000 参照]ともからめて、別に議論が必要である。
- 62) このような「税」のあり方は、ムン・ツェンフンあるいはシプソンパンナーという国家の性格を示すものとして注目すべきであろう。

【参考文献】

<史料として用いたもの>

- 宋恩常 1983. (1978 年 11 月調査)「景洪和孟力海的傣族集市」《民族問題五種叢書》雲南編輯委員会(編) 『西双版納傣族社会総合調査(一)』雲南民族出版社、62-65 頁。
- 刀光強訳、朱徳普筆録 1988.「西双版納召片領(車里宣慰使)及其権力機構系統」(刀光強所蔵本)『傣族社会歷史調査(西双版納之九)』雲南民族出版社、69-108 頁。
- 刀国棟、刀光強、刀学興、刀栄昌翻訳、刀国棟、張亜慶筆録整理 1983.「西双版納傣族人民的各項負担」 『傣族社会歴史調査(西双版納之三)』雲南民族出版社、46-98 頁。
- 刀芝秀、金論昌、楊光全、白祖謨、趙家慶、朱徳普、梅万民、撒文英、李発興、劉瑞、李義湛調査、劉瑞 整理 1983. 「版納景洪戛東行政村頭人情況初歩調査」1983. 『傣族社会歷史調査(西双版納之四)』雲南 民族出版社、24—29 頁。
- 省民族工作隊第二隊調査、省委辺委第三科整理 1983 (1954 年調査).「西双版納土司制度初歩調査 (摘録)」 『傣族社会歴史調査 (西双版納之一)』雲南民族出版社、99-101 頁。
- 中央民委会西南民族工作視察組 1983(1954 年調査).「西双版納傣族自治区(州)商業情況」『傣族社会歷史調査(西双版納之一)』雲南民族出版社、94-98 頁。
- 中共思茅地委聨絡組、中共西双版納州委調査組 1983. 「西双版納宣慰使司署及孟力景洪政治情况概術」『**傣**族社会歷史調査(西双版納之四)』雲南民族出版社、65-82 頁。
- 中央訪問団二分団調査、劉傑整理 1983. (1951 年初調査)「車里県情況」『傣族社会歴史調査(西双版納之一)』雲南民族出版社、1-17 頁。

<その他の文献>

石井米雄 1999. 『タイ近世史研究序説』、東京:岩波書店。

シプソンパンナーにおける市とムン権力―ムン・ツェンフンの事例―

- ――1975. 「歴史と稲作」石井米雄編『タイ国――ひとつの稲作社会』創文社、16-45 頁。 石井米雄、桜井由躬雄 1985. 『東南アジア世界の形成』講談社。
- 加藤久美子 2001. 「シプソンパンナー、ムン権力の交易への関わり――「御用商人」ナーイホイをめぐって」『名古屋大学東洋史研究報告』 25 号、388-403 頁。
- ――2000. 『盆地世界の国家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』京都大学学術出版会、316頁。
- ――1998.「シプソンパンナーの交易路」、新谷忠彦編『黄金の四角地帯――シャン文化圏の歴史・言語・ 民族』慶友社、222-261 頁。
- 巫凌雲、張秋生 1981. 『西双版納傣語文概況』雲南民族出版社。